

改正

平成元年4月1日規程第1号

平成5年7月15日規程第4号

平成6年4月1日規程第3号

平成9年5月1日規程第2号

平成12年3月30日規程第5号

平成17年1月13日規程第1号

平成19年3月30日規程第2号

平成22年8月5日規程第4号

平成23年6月30日規程第3号

平成26年1月20日規程第1号

令和3年3月31日規程第2号

下田市建設工事の入札結果等公開規程

(趣旨)

第1条 この規定は、下田市が行う建設工事の入札結果等の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、インターネットを利用して閲覧に供するものは、この限りでない。

(公開する場所)

第2条 入札関係資料の公開場所は、下田市役所財務課とする。

(公開の方法等)

第3条 閲覧を希望する者(以下「申請者」という。)は、公開の場所に備え付けてある閲覧簿(様式1)に必要事項を記入することにより、閲覧の申請をするものとする。

2 入札関係資料の閲覧は無料とする。

(公開する資料)

第4条 公開する資料の提示は、入札結果表(様式2)により行うものとし、入札番号、建設工事名、入札日時、指名業者名、入札参加者名及び各人の応札状況、落札者、落札金額、入札書比較価格及び予定価格とする。

(公開する期間及び時間)

第5条 公開する期間は、入札執行日の翌日から1年間とする。ただし、下田市の休日を定める条

例（平成4年下田市条例第32号）で規定する休日及び市長が特別に定める日を除くものとする。

2 公開する時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

（持出しの禁止等）

第6条 申請者は、公開する資料を公開する場所より持ち出してはならない。

2 申請者は、公開する資料を汚損し、又は損傷してはならない。

（公開する資料の管理）

第7条 係員は、公開する資料の取扱い及び管理については、十分留意して行うものとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月10日より施行する。

附 則（平成元年4月1日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年7月15日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月1日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規程第5号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月13日規程第1号）

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第2号）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の（中略）下田市建設工事の入札結果等公開規程（中略）の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができる。

附 則（平成22年8月5日規程第4号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規程第3号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年1月20日規程第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和３年３月31日規程第２号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。